

いのちと健康

ニュース NO. 83

1995年 3月 1日
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市熱田区沢下町9番3号
労働会館本館3F TEL. FAX 052-883-6966
編集発行責任者 中原 東四郎

〔愛知健康働くもののセンター〕 第2回団体代表者会議開催される 2/9、加盟12団体・18名参加

第4期下期の活動計画・事業計画を協議する第2回団体代表者会議が、2/9午後6時30分より新労働会館本館会議室で開催されました。

中原副理事長の開会の挨拶のあと、議長に近藤理事を選出し、協議には入りました。

最初に佐々木事務局長から、上半期の活動・事業報告がされたあと、下半期の活動計画・事業計画提案がされました。

- 1) いのちと健康学校 95.2.19
- 2) 夜勤規制の懇談会 95.2.14
- 3) 小野先生懇談会 95.2.23
- 4) 健康・安全衛生相談日の開設
当面の相談日(山田理事長担当)
2/23 3/9 3/23 4/13 4/20
5/18 5/25
- 5) 第4期 いのちと健康大学
時期 5月～7月
回数 6講座(1ヶ月・2講座)
- 6) 各団体の学習活動・活動家養成・
調査活動の取組み
- 7) 地域(地域労連・センター)での
学習活動・活動家養成・調査活動
の取組み

など確認と、取組みの強化を決めました。

最後に山田理事長のまとめの挨拶がされ終わりました。

〔一宮地区労働組合総連合〕 鈴木過労死裁判を支援する会結成 2/26、一宮勤労福祉会館にて

故・鈴木龍雄さんの遺族・美穂さんは夫の労災認定を認めさせるため名古屋東労働基準監督署長の「不支給処分取り消しを求める裁判」と、会社が健康への配慮を怠ったため、夫は過労死をしたとして1億1000万円の「損害賠償を求める裁判」と、同じく会社に団体生命保険の「保険金(9702万円)の引渡しを求める裁判」の三つの訴訟を名古屋地方裁判所にして頑張っておられます。

鈴木美穂さんは、三人の子供さんと一宮市に居住してみえます。

一宮地区労働組合総連合は、大企業の横暴と大企業本位の労働行政から、労働者とその家族の生活と権利を守り、鈴木さんのたたかいを支援するために「支援する会」を結成することになりました。会社は、住友電設株式会社中部支社(名古屋市)です。

結成総会の日程

【日 時】 2月26日(日)

午後1時30分～4時30分

【場 所】 一宮市繊維団地

一宮勤労福祉会館 研修室

〔愛知働くものの健康センター〕
第6回いのちと健康学校開催される
2/19、労働会館本館13団体53名参加

今回の学校は、新企画として「医師と働く人の対話学習」形式でおこないました。

愛知民医連・医療活動委員会との共催による新しい試みです。

大変好評で、13団体53名が参加しました。

山田理事長の司会で、田淵哲雄先生から「病気のリスクをうまくみつけどすー心筋梗塞・脳出血・糖尿病などの事例から」ということで話され、参加者は興味ある解りやすく分析された話を熱心に聴講しました。

とくに糖尿病の症状について9つの項目をあげて説明され、それに合併症のこわさを病名をあげて関連を話されました。

そして糖尿病の治療に正しい知識が大事であるとして、三療法（食事、運動、薬物）と一管理（自己管理）の仕方、予防するにはどんなことをすればよいかなど、健康保持に実践的な解りやすく解説がされました。

参加者からはそのつど質問など出され対話形式で進行了ました。

このあと、希求座のみなさんの出演による劇「突然の明日」が6月公演の予告として上演されました。

この公演は、6月9日～11日 中村区中村公園内の中村文化小劇場で行なわれます。

過労死問題を取りあげた異色の劇ですので鑑賞をお願いします。

なお、「希求座」は、健康センターに加盟されています。

（事務局）

お知らせ

〔名古屋過労死を考える家族の会〕

傍聴で支援をお願いします

名古屋地裁 11F (1101 号法廷)

※日程が変更される場合もありますので
お確かめの上、お出かけください。

2/22 (水) am10:30 ～ 柏木さん

2/23 (木) am10:00 ～ 木下さん

2/24 (金) pm 1:30 ～3:00 遠藤さん
(本人・反対尋問)

3/10 (金) pm 1:30 ～3:00 松井さん
(証人)
am10:30 ～12:00 鈴木 (俊)

3/17 (金) pm 1:30 ～3:00 渡辺 (光)

3/23 (木) am10:30 ～12:00 森下さん
岐阜地裁3F

4/24 (金) pm 1:30 ～3:00 遠藤さん
pm 3:00 ～4:30 鈴木 (俊)
(証人)



職場の安全衛生

自治労連安全衛生・職業病対策委員会は、1994年10月リーフ『自治体労働者の労働安全衛生活動「あす、きのう、きょう」』を発行しましたので、ご紹介します。（B5版）

（NO. 82からつづく）

＝健康管理＝

労働安全衛生法に定める労働者健康管理

【ポイント1】

健診の実施は当局の責任です。

健診は事業者が労働者を、通常に働かせることが出来る健康状態かどうか調べるために行なうものです。

したがって、当局責任で受診は100%行なわれるべきです。

その費用（当局負担）と受診配慮（出張・職免）は当局の義務です。

「忙しいから仕事中に健診を受けるな」などはもってのほかです。

【ポイント2】

健診結果はいかされていますか

- * 健診結果はすべて本人に通知されていますか。
- * 異常があった場合は精密健診の受診が用意されていますか。
- * 健康上問題がある人は事後処置（仕事の軽減や仕事の変更）が本人の同意のうえ行なわれていますか。

✓（その際、客観的基準を明らかにし、し意的判断を排除することが大切です。産業医の役割が重要です。）

【ポイント3】

一律的な人員配置になっていませんか。

病弱者（心身）、妊娠、障害者の方など肉体的、精神的負担の軽減がされていますか。

また「生理休暇」など母体保護の権利が行使されていますか。

職場の人員配置には当然これらの事実は反映されるべきです。

【ポイント4】

健康管理の責任所在を明確に

時として、病気で休んでいると「上司が自宅を訪ねてプライバシーにかかわることを根ほり葉ほり聞いてくる」などの話を聞きます。とんでもないことです。

* 事業者——健診の実施と結果に基づく業務の軽減または休業などの措置。衛生教育の実施。

* 労働者——日常的な健康の自己管理と主治医による治療。

* 健保組合——健康の予防管理と治療費の補償。三者の役割を明確にし、それぞれの立場で労働者の健康保持増進に役立てましょう。



[愛知働くものの健康センター]

夜勤規制のとりくみについての懇談会

2/14、開催 9団体・13名参加

夜勤規制のとりくみについての懇談会を2/14、午後6時30分から健康センター事務所で開催し、9団体13名が参加しました。

懇談会は、最初に佐々本事務局長からこれまでの夜勤問題・規制の取組の経過の紹介があり、つづいて各団体から夜勤の実態、問題点、要求、運動の紹介がありました。

山田理事長からは、交替制勤務基準研究会の「夜勤・交替制の勤務基準に関する提言」（84年）とILOの「夜業に関する条約と勧告」（90年）を紹介しながら夜勤規制の国内とヨーロッパの動向が話され、今後の要求と運動の方向について提起されました。

参加者のフリーな懇談のあと、これを期に「夜勤規制をめざす実行委員会」をつくり、夜勤規制を社会的な大きな運動にしていくことが確認されて懇談会を終りました。（事務局）

【健康・安全衛生相談日】

日時 2/23 3/9 3/23
4/13 4/20 5/18
5/25

午後1時から午後4時まで

担当 山田信也理事長
場所 労働会館本館3F健康センター
受付 電話にて予約をしてください。

お知らせ

健康で人間らしく生き働くために
夜勤規制をすすめる実行委員会結成と
(仮称)

夜勤についての要求交流集会の開催

2/14に開催された「夜勤規制のとりくみについての懇談会」で確認された夜勤規制を社会的な大きな運動にしていくため、実行委員会結成の会合と夜勤の要求（全国的、産業別、職場など）をもちより内容を整理し、産業別、職場別に共通する規制に向けた運動を進めるため下記の日程で開催することになりました。

夜勤規制に関心のある多くの団体・個人の方々のご参加をお願い致します。

言已

【日時】 3月23日（木）

午後6時30分より

【場所】 労働会館本館 2F第4会議室

【内容】 夜勤に対する規制の要求交流
参加者の報告と討論

司会・経過と報告（佐々本事務局長）

助言とまとめ（山田理事長）

※ 参加される団体の方は、要求資料を30部ほどお持ちくださるようお願い致します。